

## 編集委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条及び基本規程第20条に基づく編集委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、「認知行動療法研究」の編集並びに掲載論文等の審査を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員で組織する。

- 2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、理事の中から理事長が指名する。
- 5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。
- 6 委員長指名の副委員長を置くことができる。

第4条 常任編集委員会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 理事
- (4) 第3条第2号にあたる委員のうち、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱した者

第5条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2014年4月1日より施行する。

附 則

- 1 本規程の変更は、2017年12月9日より施行する。